

★平和憲法からみたテロ特措法

ー本当に国際貢献になっているのだろうかー

◆テロ特措法に基づいて、アフガニスタンで対テロ戦争に参加している艦船にインド洋での燃料補給。 平和憲法からこれをどう見たらよいのでしょうか。

★テロ特措法ってなに？

◆二〇〇一年九月十一日に発生した同時多発テロ事件を受けて、アメリカなどがアフガニスタンに対して対テロ戦争の一環として行う攻撃侵攻を後方支援する時限立法です。「報復戦争支援法」とも言われています。

◆いままで三回延長され、今回十一月二日にその期限が切れます。

★効果はあがっていますか？

◆あがっているとはいえません。誤爆などで一般民衆に死者が多く出て、アメリカなどに対する反発が増大し、むしろテロ組織が復活してきています。

◆ここへ来て、供給した燃料（これまでに二百二十億円！）がイラク戦争に使われているのではないかという疑惑も浮上してきています。

★平和憲法に照らしてテロ特措法は間違いです

◆憲法第九条には「武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する」とあります。

◆燃料補給は武力の行使ではないからOKだという見方があります。ピストルを撃っている人に弾（たま）を運ぶのはOKなのでしょいか？ 私たちは平和憲法の精神に照らしてこのテロ特措法は間違っていると考えます。

★平和憲法で国際貢献、これが日本の使命です

◆インド洋における燃料補給は国際貢献だという意見もあります。しかし結局は戦争支援であり国際貢献とはいえないと私たちは考えます。

◆では、日本は何で国際貢献するか？ それこそ平和憲法の力です。戦争協力ではなく平和外交、貧困をなくすための経済援助などやれることはいくらでもあります。これが日本の存在理由であり日本の使命です。

◆私たちは特定の政党や特定の勢力の考えによるのではなく、純粋に憲法の本質からこのように考えています。

ー歩き続けて四十年八ヶ月ー

二〇〇七年十月十四日（日）

第四八八回憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会

事務局

浜松市紺屋町三〇一ー一五

★月例護憲平和行進

毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

○「ご通行中の皆さん、ドライバーの皆さん、こんにちわ！
こちらは歩き続けて四十年、第四百八十八回憲法を守る平和行進です。」

○今日は、いま大変注目を集めている「テロ特措法」によるインド洋上での給油活動について、平和憲法の精神からどう考えるかお伝えしています。

○テロ特措法というのは、2001年に起こった9・11（キューテニイチイチ）同時多発テロ事件を受けて、アフガニスタンのテロ組織に対するアメリカなどの報復戦争を支援する法律です。

○日本はこれに基づいて、今までインド洋上でアメリカなど戦争に参加している艦船に約二百二十億円の燃料をただで供給してきました。日本の燃料補給船は「ただのガソリンスタンド」といわれてきました。

○この法律には期限があつて、今まで3回延長してきましたが、来月の2日で期限が切れます。政府はこれをまた延長してこの戦争を引き続き支援しようとしています。

○皆さん、憲法第九条には「武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久に放棄する」とあります。

○さてこの活動、直接戦争に参加していないから憲法第九条に違反していないという意見があります。また、これはテロ退治だから国際貢献だという言う人もいます。

○そうでしょうか？ 例えばピストルを撃っている人に、ピストルの弾を供給するのは、直接やってないから○×だという理屈はなりたつでしょうか？

○また、テロ特措法はテロ退治だから国際貢献だという意見もあります。確かにテロ退治は大事なことです。しかし、国際貢献は武力でしかできないのでしょうか。

○私たち、「浜松憲法を守る会」は、特定の政党や特定の組織の考えによるのではなく純粋に憲法の精神から、テロ特措法は間違いだと思っています。

○では、日本は何で国際貢献できるか？ それこそ平和憲法の出番です。平和的手段で貢献できることはいくらでもあります。

○例えば、ペシヤワール会の中村哲という医師は、丸腰でアフガニスタンの医療、農業に貢献しています。丸腰でもタリバンに攻撃されたことはありません。平和的な貢献だからです。

○どうか皆さん、いま、お配りのビラお読みくださり、テロ退治や国際貢献は、平和憲法の精神で、平和的手段でできることをご理解ください。